

姫路駅東西自由通路にぎわい創出業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和7年6月

姫 路 市

1 募集の概要

これまでの官民による様々な取り組み（別紙1 姫路駅北側におけるこれまでの取り組み）により姫路駅北側において東西に広がったにぎわいをJR姫路駅東西自由通路（以下「東西自由通路」という）を通じて南側へと広げ、魅力ある都心部を形成するために、東西自由通路の利活用を推進する必要がある。そこで、本業務により東西自由通路のポテンシャル調査、市民・民間事業者へのニーズ調査、事例調査などにより、東西自由通路においてイベントにも活用できる空間としての利用案の検討と、それに向けた課題の整理を図るもの。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市都市局市街地整備部姫路駅周辺・阿保地区整備課（以下「姫路駅周辺・阿保地区整備課」という。）

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所7階

電話 (079) 221-2595

FAX (079) 221-2739

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年(2025年)6月10日から 令和7年(2025年)8月8日まで 本市の休日(姫路市の休日定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	姫路駅周辺・阿保地区整備課

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年6月10日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年6月23日
3	参加資格確認結果の通知	令和7年6月25日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年7月2日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年7月8日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年7月17日
7	契約候補者の特定及び通知	令和7年7月30日
8	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年8月8日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類につい

ては返却を行わない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 履歴事項全部証明書（令和7年3月10日以降に発行された最新のもの（写し可））

(ウ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの（写し可）、市税の納税義務がある場合に限る。）

(エ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたもの（写し可））

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年（2025年） 6月10日から 令和7年（2025年） 6月23日午後4時まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	姫路駅周辺・阿保地区整備課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030971.html ））

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

姫路駅周辺・阿保地区整備課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年6月19日午前9時から同月23日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年6月25日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年7月2日正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により姫路駅周辺・阿保地区整備課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 現場説明会

現場説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。
 - ア 提出書類
質疑書（様式第2号）
 - イ 提出方法
質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）
 - ウ 提出場所（送信先アドレス）
ekisyu_abo@city.himeji.lg.jp
 - エ 提出期限
令和7年7月2日午後4時まで
- (2) 質問に対する回答は、次により行う。
 - ア 回答開始日時
令和7年7月8日午前10時から
 - イ 回答方法
回答は、姫路市ホームページに掲載する。
- (3) その他
 - ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。
 - イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。
 - ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（提案資料）
姫路市ホームページに掲載する「姫路駅東西自由通路にぎわい創出業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式
- (2) 提出部数
前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。
なお、様式第4号-1～-9には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。
- (3) 提出方法
持参又は郵送とする。
なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。
- (4) 提出場所
姫路駅周辺・阿保地区整備課
- (5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年7月14日午前9時から同月17日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。参加者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路駅東西自由通路にぎわい創出業務委託審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点 (80点)	
実施体制・計画	(1)業務実施体制	ポテンシャル調査・分析、潜在ニーズ分析、事例整理、市場調査、社会実験企画書の作成を効率よく実施する上で、適切に各作業を行うことができる専門性を持った人員が配置されているか。	5点	20点

	(2)業務全体工程計画	要求水準書を踏まえた上で、各種業務の準備期間等を適切に考慮した、無駄のない効率的なスケジュール設定となっているか。	5点	
	(3)業務実績	<p>令和2年4月1日以降に契約締結した類似業務の元請けとしての履行実績はあるか。（発注者は問わない。）</p> <p>※実績は2件を上限として提案書に記載し、契約書及び業務内容のわかる書類（特記仕様書等）の写しを提出すること。</p> <p>※空間のにぎわい創出のためのA.ポテンシャル調査・分析、B.潜在ニーズ分析、C.民間事業者への意向調査の実績のうち、3種類全て実施した場合は5点、2種類のみ実施した場合は3点、1種類のみ実施した場合は1点とする。</p> <p>※空間のにぎわい創出とは、公共スペースや商業施設、イベント会場などで、多様な人々が集まり、交流や活動が活発に行われる状態を生み出すことを指す。</p> <p>※A.ポテンシャル調査・分析とは、対象となる空間や場所が持つ潜在的な魅力や可能性を評価する作業のことを指す。</p> <p>※B.潜在ニーズ分析とは、その空間を利用する人々や地域の潜在的な欲求や期待を把握し、未だ表面化していないニーズを明らかにする作業のことを指す。対象は、その空間の利用を想定される人々とし、民間事業者のみの場合は対象外とする。</p> <p>※C.民間事業者への意向調査とは、民間の事業者がどのような取り組みや協力に意欲を持っているかを把握するための調査のことを指す。対象は民間事業者とする。</p>	10点	

各種調査手法	(1)ポテンシャル調査・分析（調査項目、調査手法）	<p>商業視点による東西自由通路のポテンシャルを把握・分析するために有効な調査項目・調査手法となっているか。</p> <p>※要求水準書1 1(1)内のア、イ、ウについて、要求水準書に記載のある調査項目の他に受注者にて必要と考える調査項目とそのための調査手法を具体的に示すこと。また、提案する調査項目と調査手法が、ポテンシャル把握・分析するために有効と考える根拠を示すこと。</p>	15点	60点
	(2)ポテンシャル調査・分析（調査対象範囲）	<p>商業視点による東西自由通路のポテンシャルを把握・分析するために有効な調査対象範囲となっているか。</p> <p>※要求水準書1 1(1)内のア、イ、ウについて、商業視点による東西自由通路のポテンシャルの把握するために有効と考える、対象とする調査範囲を示し、その調査範囲が有効と考える根拠を示すこと。</p>	5点	
	(3)潜在ニーズ分析（設問内容）	<p>合理的かつ効果的な設問内容となっているか。</p> <p>※潜在ニーズ分析のために有効と考える設問5個について、設問、設問のねらい、期待する効果について記載すること。</p>	10点	
	(4)潜在ニーズ分析（サンプル数）	<p>東西自由通路に求める潜在ニーズを把握・分析するために有効な対象とするサンプル数の設定となっているか。</p> <p>※対象とするサンプル数を示した上で、そのサンプル数を設定した根拠を示すこと。</p>	10点	
	(5)市場調査	<p>・民間事業者が抱えている利活用イメージやアイデア、活用に対する課題、参入しやすい条件、進出意欲、社会実験参加意向の確認をするために有効なヒアリング手法となっているか。</p> <p>・上記の他に民間事業者によるぎわい創出のための提案や助言、進出意欲高揚を引き出すために工夫されたヒアリング手法となっているか。</p>	10点	

	(6)独自提案	各種調査手法(1)～(5)以外で本市が東西自由通路のにぎわい創出を目指したイベントにも活用できる空間としての利用案の検討と、それに向けた課題の整理のために有効と考える提案がされているか。また、その提案が業務の目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。	10点	
--	---------	--	-----	--

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。(評価基準において、別の評価方法を示しているものを除く)

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費(受託希望金額)に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式第5号に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

配点は20点とし、以下の算定式により算出する。

$$(1 - \text{事業費(受託希望金額)} \div \text{提案上限金額}) \times 20 \text{点}$$

※ただし、事業費(受託希望金額)が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

各委員の評価点の平均点(80点満点)と事業費に関する評価点(20点満点)の合計により算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年7月30日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、本市の指定する期日までに、本件業務の見積書を姫路駅周辺・阿保地区整備課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年8月8日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により姫路駅周辺・阿保地区整備課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第293号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

13 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

14 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

15 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「姫路駅東西自由通路にぎわい創出業務委託公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。